

農業経営基盤の強化の 促進に関する基本的な構想

令和5年9月
近江八幡市

目 次

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 近江八幡市農業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 近江八幡市農業構造の現状と課題・・・・・・・・・・・・ 1
3. 農業経営基盤の強化の促進に向けた取組方向・・・・・・・・ 2
4. 農業・農村を支える多様な人材の確保・・・・・・・・・・・・ 3

第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農 類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1. 土地利用型・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
2. 園芸・畜産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第 3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とする農業経営の基本的指標・ 8

第 4 第 2 及び第 3 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方・・・・・・・・・・・・ 9
2. 市が主体的に行う取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
3. 関係機関・団体との連携・役割分担の考え方・・・・・・・・ 9
4. 就農希望者のマッチング並びに農業を担う者の確保及び育成のための情報収
集・相互提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第 5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標、 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する
目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
2. その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項・・・・ 10

第 6 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

1. 農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）第 18 条第 1 項の協議の場の
設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他法第 4
条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項・・・・・・・・・・・・ 11
2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準
その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項・・・・・・・・ 12
3. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行
う農作業の実施の促進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
4. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関す
る事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第 7 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 近江八幡市農業の概要

- ・本市は、滋賀県のほぼ中央に位置し、市域の多くは鈴鹿山脈西麓から琵琶湖へ流下する河川によって形成された三角州となっており、その平坦な地形に農地が広がっている。また、かつて湖岸部には大小の内湖があったが、その多くは干拓により農地となっている。
- ・本市の農地は 90%以上が水田であり、稲作を中心に麦、大豆等を合理的に組み合わせた土地利用型農業が展開されており、近年では、施設園芸、果樹の導入が増えている。また、大中地域にあつては、水稻・畜産・施設園芸等を含めた複合経営が営まれている。
- ・環境こだわり農産物の生産とあわせて地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に、令和 4 年度には 1,048ha 取り組まれる等、環境に配慮した農業が展開されている。

2. 近江八幡市農業構造の現状と課題

(1) 本市農業の中心となる担い手☆

- ・令和 4 年度末の認定農業者数は 243 経営体であり、このうち法人数は 82 法人となっている。
- ・集落営農組織数は令和 4 年度末時点で 54 組織であり、近年はほぼ同数で推移している。このうち、集落営農法人数は 47 法人で、多くの集落営農組織が法人化している。
- ・認定農業者の高齢化が進行しており、法人を除く 45%以上が 60 歳以上となっている。
- ・集落営農法人においても、役員やオペレーターが高齢化し、次世代の人材の不足が懸念されている。
- ・今後も担い手の経営基盤の強化を進めるとともに、経営継承を計画的に進め、経営基盤を確実に次世代に引き継ぐことが必要である。

☆本基本構想における『担い手』の定義

担い手とは、効率的かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保し得る経営）となっている経営体及びそれを目指して経営改善に取り組む経営体の両者を指す。具体的には「認定農業者」、「認定新規就農者」または「集落営農組織（集落営農のうち経理を一元化する組織）」等をいう。

(2) 担い手への農地利用集積

- ・担い手への農地の集積率は、平成 26 年 3 月末時点の 64.9%から令和 5 年 3 月末時点で 73.7%に増加しており、担い手への農地の集積が進んできている。
- ・経営耕地面積 20ha 以上の規模の経営体は、平成 27 年 2 月の 32 経営体から、令和 2 年 2 月の 39 経営体に増加しており、経営の大規模化が進んでいる。一方で、同期間における経営耕地面積 5～20ha の規模の層は減少し、10～20ha の規模の層では微増

している。

- ・今後も、担い手への農地の集積を進めつつ、経営基盤の強化が図れるよう、更なる農地の集約化を進めていく必要がある。

(3) 女性農業者

- ・令和5年3月末時点で、女性の認定農業者数は3経営体、認定新規就農者数は2経営体に留まっている。
- ・担い手の確保と経営力の強化に向けて、女性の農業経営への参画を推進していく必要がある。

(4) 新規就農者

- ・令和4年度末時点の認定新規就農者数は10名となっている。
- ・新たに農業を開始しようとする就農希望者にとって、農地の確保が大きな課題となっている。
- ・就農希望者の多くが就農し、安定した農業経営が営めるよう、または就農先の農業法人で長期に働き続けられるよう、支援していく必要がある。

(5) 集落機能

- ・都市化・混在化の進展や、農業従事者の減少や高齢化に伴い、農業の生産活動や集落機能が低下してきている。
- ・農村の維持・発展には、担い手とともに、副業的経営体、自給的農家^{*1}、土地持ち非農家等が重要な役割を果たしている。

(※1：経営耕地面積が30a未満かつ1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家)

- ・今後さらに農業経営体数が減少することが想定されることから、農業の生産活動や集落機能を維持するため、地域を支える多様な人材の確保が必要である。

3. 農業経営基盤の強化の促進に向けた取組方向

(1) 育成すべき農業経営の所得水準及び労働時間

- ・農業を職業として魅力とやりがいのあるものとし、産業として振興するため、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、地域における農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。
- ・滋賀県その他産業従事者の労働実態や優良な農業経営の事例をふまえ、効率的かつ安定的な農業経営及び新たに農業経営を営もうとする青年等の所得水準及び労働時間の目標を以下のとおりとする。

年間総労働時間	主たる従事者1人あたり	概ね 2,000 時間
年間農業所得	主たる従事者1人あたり	概ね 500 万円
	主たる従事者2人の場合（共同申請）	概ね 800 万円
	集落営農法人	概ね 650 万円 ^{*2}
	新たに農業経営を営もうとする青年等	概ね 250 万円

(※2：経常利益に役員報酬及び主たる従事者に支払う賃金を合算した金額)

(2) 担い手の確保及び育成

- ・地域農業の維持・発展に向け、担い手への農地の集約化等や担い手の確保及び育成のため、集落・地域での話し合いに基づき策定する「地域計画」を農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区、県等の関係機関・団体と連携し推進する。

ア. 経営基盤の強化と次世代への継承

- ・農地の分散を解消し担い手への農地の集約化を図るため、担い手間のネットワークを強化し、担い手同士の話し合いを促しつつ、集落での利用調整を進める。
- ・土地利用型経営において、ほ場の大区画化や水田の汎用化による水田野菜等の導入、スマート農業技術の導入等の取組を進め、効率的で生産性の高い農業を推進する。
- ・園芸や畜産経営において、効率的な労働力の配分と生産性の向上を目指しスマート農業技術の導入を推進する。
- ・大規模な担い手に対しては、円滑な経営の継承が行えるよう経営継承計画の作成について働きかけを行う。
- ・農業経営改善計画の期間が終了する認定農業者に対しては、その改善計画の達成状況の評価・分析を行うよう促進するとともに、新たな計画の策定支援を行う。

イ. 集落営農組織の継続性の確保

- ・集落内外からの人材の確保や近隣組織との連携、専従者の雇用等、集落や組織の実情に合った人材の確保及び育成に向けた取組を進める。

ウ. 女性農業者の経営参画

- ・女性の視点を活かした農業経営の発展につなげるため、家族経営協定の締結や農業経営改善計画の共同申請、集落営農組織への参加等を通じ、女性が農業経営においてその能力を発揮できる場の拡大を図る取組を進める。

エ. 新規就農者の確保及び育成

- ・新規就農者の確保に向けては、新規学卒者や他産業からの就農を希望する者等、多様なニーズを就農相談等によりの確に捉え、農地の確保を含め、関係機関・団体と情報の共有化を図り円滑な就農を進める。
- ・自営就農に当たっては、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展できるよう、関係機関・団体と連携して青年等就農計画の作成を支援する。
- ・農業法人への雇用就農に当たっては、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金と連携して円滑な就農を進める。
- ・青年等就農計画の期間が終了する認定新規就農者に対しては、関係機関・団体と連携してその計画の達成状況を評価・分析し、農業経営改善計画の認定申請に向けた支援を行う。

4. 農業・農村を支える多様な人材の確保

- ・地域農業を担う農業者は、担い手を基本としつつ、担い手が不在もしくは少ない地域においては、「半農半 X*3」を実践する人等も地域計画の目標地図における地域内の農業を担う者に位置づけ、農業・農村を支える新たな人材の定着を促進する。

(※3：農業と他の仕事を組み合わせた働き方)

- ・農村の活性化に向け、担い手や副業的経営体、自給的農家、土地持ち非農家等が互いにメリットを享受できるように役割分担を行い、農業・農村の維持・発展を図る取組を進める。
- ・農村を支える人材が不足している地域では、大学や企業等多様な主体との連携・協働活動を通じた農地の維持や農村の活性化等の取組を進める。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の代表的な営農類型を次のとおり示す。なお、各営農類型の適応地域は、いずれも全市とする。

1. 土地利用型

(1) 個別経営（主たる従事者1名）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法及び農業従事の態様等
・水田作	【経営面積】 ・水田 27ha 【作付面積内訳】 ・水稻 18ha ・麦 9ha ・大豆 9ha	【資本装備】 ・トラクター（50ps級） 1台 ・田植機（8条） 1台 ・コンバイン（5条） 1台 ・コンバイン（大豆用45ps） 1台 ・乾燥機（50石） 2台 他 【その他】 ・麦、大豆については二毛作	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

(2) 個別経営 (主たる従事者 2 名)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法及び 農業従事の態様等
・水田作と 施設野菜の 複合経営	【経営面積】 ・水田 25ha ・ハウス 10a 【作付面積内訳】 ・水稲 17ha ・麦 8ha ・大豆 8ha ・施設野菜 10a	【資本装備】 ・トラクター (50ps 級) 1 台 ・田植機 (8 条) 1 台 ・コンバイン (5 条) 1 台 ・コンバイン (大豆用 45ps) 1 台 ・乾燥機 (50 石) 2 台 他 【その他】 ・麦、大豆については二毛作	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

(3) 法人経営 (主たる従事者 2 名)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法及び 農業従事の態様等
・水田作と 露地野菜の 複合経営	【経営面積】 ・水田 60ha 【作付面積内訳】 ・水稲 40ha ・麦 20ha ・大豆 15ha ・露地野菜 5ha	【資本装備】 ・トラクター (70ps 級) 2 台 ・トラクター (50ps 級) 2 台 ・田植機 (8 条) 1 台 ・コンバイン (6 条) 2 台 ・コンバイン (45ps) 1 台 ・乾燥機 (70 石) 3 台 他 【その他】 ・麦、大豆については二毛作	・農業経営基盤強化準備金の活用 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

(4) 法人経営(集落営農法人)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法及び 農業従事の態様等
・水田作	【経営面積】 ・水田 30ha 【作付面積内訳】 ・水稲 20ha ・麦 10ha ・大豆 10ha	【資本装備】 ・トラクター（50ps 級） 2 台 ・田植機（8 条） 1 台 ・コンバイン（5 条刈） 1 台 他 【その他】 ・麦、大豆については二毛作	・農業経営基盤強化準備金の活用 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

2. 園芸・畜産

(1) 野菜

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法及び 農業従事の態様等
・施設野菜 専作経営 (軟弱野菜)	【経営面積】 ・ハウス 5,000 m ² 【作付面積内訳】 ・施設野菜(軟弱野菜) 5,000 m ²	【資本装備】 ・パイプハウス 5,000 m ² ・トラクター（25ps） 1 台 ・管理機 1 台 ・播種機 1 台 ・動力噴霧器 1 台 他	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
・施設野菜 専作経営 (果菜類)	【経営面積】 ・ハウス 2,500 m ² 【作付面積内訳】 ・施設野菜（果菜類） 2,500 m ²	【資本装備】 ・パイプハウス 2,500 m ² ・動力噴霧器 1 台 ・軽トラック 1 台 他	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

(2) 花き

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法及び 農業従事の態様等
・花き専作 経営	【経営面積】 ・ハウス 2,000 m ² 【作付面積内訳】 ・花き（施設キク） 2,000 m ²	【資本装備】 ・パイプハウス 2,000 m ² ・トラクター（15ps） 1台 ・管理機 1台 ・動力噴霧器 1台 他	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

(3) 果樹

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法及び 農業従事の態様等
・果樹	【経営面積】 ・樹園地 1ha 【作付面積内訳】 ・果樹（ナシ、ブドウ） 1ha	【資本装備】 ・果樹棚 1ha ・トラクター（20ps） 1台 ・防除機 SS 共同利用を推奨 ・乗用草刈機 1台 他	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

(4) 畜産

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法及び 農業従事の態様等
・畜産 (肉用肥育 専業経営)	【飼養頭数】 ・和牛 220 頭	【資本装備】 ・牛舎 1,300 m ² ・トラクター (40ps) 1 台 ・トラクター (30ps) 1 台 ・ホイールローダ 1 台 ・ロールベアラー 1 台 他	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
・畜産 (酪農専業 経営)	【飼育頭数】 ・乳牛 180 頭	【資本装備】 ・牛舎 1,800 m ² ・トラクター (80ps) 1 台 ・トラクター (50ps) 1 台 ・バルククーラ 1 台 ・堆肥自動攪拌機 1 台 ・TMR ミキサー 1 台 ・ミルキングパーラー 1 台 他	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1 3 (1) に示した新たに農業経営を営もうとする青年等の年間農業所得目標を可能とする、農業経営の代表的な営農類型を次のとおり示す。なお、各営農類型の適応地域は、いずれも全市とする。

営農類型		経営規模
野菜	施設野菜 専作経営	パイプハウス 1,000m ² (果菜類)
水田作	土地利用型	水田 10ha (水稻、麦・大豆作業受託)

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方

- ・本市の農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保及び育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、県、農業経営・就農支援センター、農業協同組合等の関係機関・団体と連携して指導や相談対応等に取り組む。
- ・新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援等の受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。
- ・農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定提携による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。
- ・本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者等、農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備等を行う。

2. 市が主体的に行う取組

- ・新たに農業経営を始めようとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県や農業協同組合等の関係機関・団体と連携して、就農等希望者に対する情報提供、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポート等を行う。
- ・新たに農業経営を始めようとする青年等が、本基本構想に基づく青年等就農計画を作成し、国や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、就農後の確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3. 関係機関・団体との連携・役割分担の考え方

- ・県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関・団体と連携しつつ、就農等希望者への情報提供や相談対応、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。
- (1) 農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
 - (2) 県、農業協同組合は、新規就農者等への営農技術等の指導を行う。

4. 就農希望者のマッチング並びに農業を担う者の確保及び育成のための情報収集・相互提供

- ・農業協同組合等と連携して、就農後の農業経営・収入のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県、農業経営・就農支援センターへ情報提供を行う。
- ・農業を担う者の確保のため、農業協同組合等と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を把握するよう努め、本市の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関・団体へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう県、農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関・団体と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

- ・担い手による農用地の利用が本市の農用地に占める面積の割合の目標

75%

(現状値：73.7% (令和5年3月末時点))

2. その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- ・農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区、県等の関係機関・団体と連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。
- ・担い手への農用地の集積が一定以上進んだ地域については、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関・団体と一体となって、担い手同士の農用地の利用調整に取り組み、集約化を図る。

第6 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

- ・滋賀県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性を十分踏まえて、農業経営基盤強化促進事業に取り組む。
- ・農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 利用権の設定等を促進する事業
 - (2) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
 - (3) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
 - (4) 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 法第18条第1項の協議の場の設置方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 協議の場の設置方法

ア. 協議の場の開催時期

- ・令和5年度は6月に集落ごとの地域計画の推進の方針等を協議する場として地域計画推進協議会を開催した。年度後半に具体的な地域計画案について協議する地域計画推進協議会を開催する。
- ・令和6年度は年度後半に具体的な地域計画案について協議する地域計画推進協議会を開催する。
- ・令和7年後以降は必要に応じて地域計画推進協議会を開催する。

イ. 開催に係る情報提供の方法

- ・市ホームページ等により開催に係る周知を行う。

ウ. 参集者

- ・参集者は、農業者代表、市、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構土地改良区、県を基本とする。

エ. 協議すべき事項

- ・集落等の自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域における農業の将来の在り方及び当該区域における農業上の利用が行われる農用地等の区域その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項について協議するものとする。

オ. 協議の進め方

(ア) 推進体制の整備

- ・地域計画の作成を円滑に進めるため、農業委員会事務局、県、農業協同組合等からなる地域計画推進会議を設置し、地域計画策定に係る方針や役割分担及び推進方策等を検討する。

(イ) 協議の場を開催する準備

- ・地域計画策定に向け、集落での話し合いに基づく地域計画の素案作成を推進するとともに、必要に応じて耕作者へのアンケート調査等を実施し、集落での話し合いにおいて意向が反映されるように努める。

(ウ) 相談窓口の設置

- ・地域計画に係る問い合わせへの対応を行うため窓口を農業主管課に設置する。

(2) 地域計画の区域の基準

- ・当該区域を基準として、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定する。

(3) 地域計画の策定の進め方や地域計画に基づく農用地の利用権の設定等の推進について

- ・地域計画の策定に当たって、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区、県等の関係機関・団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、担い手への農地の集約化等が進む

よう地域計画の実現に向けた支援を行う。

2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

- ・地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

- ・農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

- ・農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進する。

(4) 農用地利用規程の内容

ア. 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

(イ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

(ウ) 農作業の効率化に関する事項

(エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

(オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(カ) その他必要な事項

イ. 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア. (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、法の基本要綱様式第6-1号に定める認定申請書を提出して、農用地利用規程についての認定を受けることができる。

イ. 申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

(ア) 農用地利用規程の内容が、本基本構想に適合するものであること。

(イ) 農用地利用規程の内容が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

(ウ) (4)のアの(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するも

のであること。

(エ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ. イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を、市の掲示板への掲示により公告する。

エ. アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア. (5) のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き農業経営を営む法人になることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していること等法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 11 条に掲げる要件に該当するものに限る、以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ. アの規程により定める農用地利用規程においては、(4) のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

(ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

(イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

(ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

ウ. イに規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）について(5) のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規定の内容が(5) のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) のアの認定をする。

(ア) イの(イ)に掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

(ウ) 特定農用地利用規程において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者(所有者以下の権限に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよ

う勧奨することができる旨定められていること。

(エ) イで規定する事項が定められている農用地利用規定（以下「特定農用地利用規定」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規定は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなすものとする。

(7) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア. 認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ. (5) のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的な支援・協力が行われるように努める。

3. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

・次に掲げる事業を推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア. 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせん促進

イ. 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ. 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発

エ. 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ. 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ. 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

・農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

(1) 農業従事者の養成

・効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成を図る。

・このため、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を推進する。

(2) 農業従事者の確保

- ・農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定等による給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や高齢者、非農家等の労働力の活用システムを推進する。

(3) 青年等の就農促進

- ・滋賀県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業に関する基本的な事項に定められた、県の行う青年等の就農促進事業を積極的に活用する。
- ・また、認定新規就農者については、青年等就農計画の目標達成に向け、県の指導により、農業技術の習得や経営管理能力の向上に向けた指導や研修等の支援を図る。

第7 その他

- ・この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

付則

- 1 この基本構想は、平成22年 6月14日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成26年 9月30日から施行する。
- 3 この基本構想は、令和 5年 9月29日から施行する。